

意見書

 保育園長 様

 園児氏名

病名 「 ※ 疾病名欄へ○印表記 」

平成 年 月 日 から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

平成 年 月 日

 医療機関

 医師名

 印又はサイン

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。
 感染力のある期間を配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

保育園登園停止の疾病名

疾病名	登園停止解除の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで、治療薬（タミフル等）を服薬していないこと
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
急性出血性結膜炎	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸チフス	
パラチフス	

※エボラ出血熱、ジフテリア等の第一種感染症については、従前どおり感染症法に基づき対応します。